

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日（祝日は除く）、 午後1時～4時	市役所2階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人） ※同一年度内で2回利用可（同一案件での2回利用はできません）。
	第1・3水曜日（祝日は除く）、 午後1時～4時	金剛連絡所2階	
市民相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所2階7番窓口	電話相談も可（内線182、184）
	毎週水曜日（祝日は除く）、 午後1時～4時	金剛連絡所1階	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	21(木)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可（内線182）
司法書士相談	19(火)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
人権なんでも相談	22(金)、午後1時～4時	すばるホール3階 男女共同参画センター	当日電話相談も可【☎(23)0030】、人権擁護委員による相談、 問い合わせ（内線471）
女性の悩み相談	①5(火)、午前9時30分～午後0時30分、 午後1時30分～3時30分、②14(木)、午 前10時30分～午後0時30分、午後1時 30分～3時30分、③16(土)、午前9時30 分～11時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	電話相談も可、要予約（内線472）、女性カウンセラー による相談、定員は①は5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	市人権協議会 （人権文化センター内）	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時	—	電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談
保育士による育児相談	第2・4月曜日（祝日は除く）、 午後1時～3時	レインボーホール （市民会館）2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時15分	市役所4階こども未来室	要予約、電話相談も可（内線204）
家庭児童相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所4階こども未来室	電話相談も可（内線206～208、289）
発達相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時15分	市役所4階こども未来室	要予約、電話相談も可（内線209）
子育て相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などにつ いての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所4階 23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による福祉に関する あらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所4階23番窓口、金剛 連絡所2階	電話相談も可（内線274）
市民公益活動相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	5(火)、4/5(金)、午後1時～3時	すばるホール4階農業委員会	事前予約も可（内線431）
商工相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	13(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～正午、午後1時～4時	市消費生活センター （市役所2階市民相談室横）	電話相談のみ（内線186、188）、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時	市就労支援センター （人権文化センター内）	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	26(火)、午後1時30分～4時	金剛連絡所2階相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	月～金曜日（祝日は除く）、 午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートス テーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション（常盤町3 の17の501）【☎(26)9441】
労働相談	21(木)、午後6時～8時	市役所地下902会議室	当日電話相談も可（内線6065）、社会保険労務士による相談 ※予約優先（相談日の1週間前までの予約により通話付き の労働相談も可）。 問い合わせ（内線481）
チャイルドライン	毎日、午後4時～9時	チャイルドライン支援セン ター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います 【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。
若者お悩み相談	祝日を除く毎日、 午後5時30分～9時	トピック(きらめき創造館)	月～金曜日、午後5時30分～、土・日曜日の終日は、ロビー スタッフによる相談
ひきこもり相談	21(木)、午後1時～2時30分、午後2時 30分～4時	トピック(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる 相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日（祝日は除く）、 午前9時～午後5時30分	市役所4階教育指導室	当日電話相談も可（内線363、364）
こころの電話相談	毎週水曜日（祝日は除く）、 午前10時～午後3時30分	—	電話相談のみ【☎(25)8264】

保健医療

子育て

相談

くらし

ゆとり

㊦=とき、㊧=ところ、㊨=内容、㊩=対象者、㊪=定員、㊫=費用、㊬=持ち物、㊭=申し込み、㊮=問い合わせ

保健医療



講座・催し

認知症介護家族の交流会

㊦ 3月27日(水)、午後1時30分～3時30分

㊧ 保健センター

㊨ 認知症のおくすりの話

㊩ 認知症の人を介護している家族

※認知症の人または家族が市内在住の人に限ります。

㊪ 20人

㊫ 無料

㊭ 3月26日(火)までに、高齢介護課(内線196)へ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)



※右図からも申し込み可。

ワンポイント！介護講習会

㊦ 3月21日(水)、午後2時～3時

㊧ 金剛連絡所

㊨ 補聴器の正しい選び方などの講義

㊩ 高齢者を介護する家族や介護に関心のある人

㊪ 15人

㊫ 無料

㊬ 筆記用具

㊭ 3月19日(火)までに、メールに、住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、高齢介護課[内線197・✉kaigohoken@city.tondabayashi.lg.jp]へ(申し込み多数の場合抽選)



※右図からも申し込み可。

夜間の中学校で勉強しませんか(生徒募集)

さまざまな事情で義務教育を修了できなかった人や、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人のために、夜間学級を開いています。

15歳以上の人が入学でき、授業料は要りません。外国籍の人も入学できます。また、高校進学のための中学校の卒業証書がもらえます。

㊮ 教育指導室(内線363、364)



募集

自衛官募集

●一般幹部候補生

※将来の自衛隊を担う幹部自衛官を養成するコース。

㊩ 応募資格 日本国籍を有する20歳以上28歳未満の人など

㊭ 受付期間 ①3月1日(金)～4月12日(金)、②4月24日(水)～6月13日(水)

㊮ 試験日 ①4月20日(土)、21日(日)、②6月22日(土)

※4月21日(日)は飛行要員希望者のみ。

※詳しくは、お問い合わせください。

●一般曹候補生

※各部隊の中核となる陸・海・空曹自衛官を養成するコース。

㊩ 応募資格 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人

㊭ 受付期間 3月1日(金)～5月7日(火)

㊮ 試験日 5月17日(金)～27日(月)のうち1日

※詳しくは、お問い合わせください。

㊮ 自衛隊富田林地域事務所[☎(24)3799・FAX(24)3999]



上下水道

水道管やメーターボックスの管理を

公道などに埋められた市の水道本管から皆さんが分岐した水道管(水道メーターは除く)やメーターボックスは皆さんの所有物ですので、日頃から適切な管理をお願いします。

水道メーターの交換や検針業務に支障がでないようメーターボックスの蓋が壊れてしまったなどの場合は、修繕や交換をお願いします(修繕や交換に要する費用は個人負担になります)。

㊮ 水道工務課[☎(24)1202]

水道の使用開始・中止は必ず届け出を



●転入や転居などで新たに水道を使用する場合は、事前に届け出が必要です。また、新築などの工事をする場合も届け出が必要です。

●転出などで水道を使用しない場合は、料金の精算が必要ですので、必ず届け出をしてください。

●市ウェブサイト(水道事業のページ)でも使用開始や中止の手続きができます。申し込みフォームに、必要事項を入力し送信してください。水道お客様センターで申し込み内容を確認後、手続きをします。

●使用水量の確認のために、2カ月に一度お伺いして水道メーターの検針をしています。メーターボックスの上に車や物を置いたり、付近で犬を放し飼いにしたりすると、検針の妨げとなります。円滑な検針にご協力をお願いします。

㊮ 水道お客様センター[☎(20)6400]

上下水道料金の納付書を郵送でのお届けに変更

現在、上下水道料金納入通知書(納付書)は、水道メーターの検針時に、郵便受けなどに直接投函していますが、4月検針分から郵送(はがき)によるお届けに変更します。なお、発送時期は検針の翌月初旬です。

●すでにはがきでご請求しているところはこれまでと変わりません。

●送付先の変更を希望される場合は、お問い合わせください。

●水道使用量のお知らせはこれまで通り検針時に投函します。

㊮ 水道お客様センター[☎(20)6400]、上下水道総務課[☎(24)1200]



子育て

相談

くらし

くらし

土地・家屋の評価額の比較と課税台帳の閲覧ができます

縦覧帳簿の縦覧

納税者本人が所有する土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。

記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿=所在、地番、地目、地積、価格、市街化区域・市街化調整区域の別

◇家屋価格等縦覧帳簿=所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年
縦覧できる人

◇土地価格等縦覧帳簿=市内に土地を所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿=市内に家屋を所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。

㊦ 4月1日(月)～5月31日(金)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)

課税台帳の閲覧

土地や家屋などの所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども賃借権などの目的となる土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

閲覧できる人

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など(ただし、権利関係と有償であることを示す書類が必要です)

㊦ 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)(土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分)

縦覧・閲覧に必要な書類など

・本人確認ができる書類(納税通知書や運転免許証など)

・代理人の場合は委任状

・法人名義の物件については、代表印の押印のある委任状または申請書

縦覧・閲覧場所

課税課(内線113～116)

原付・二輪車・軽自動車などの廃車、名義変更の手続きを忘れていませんか

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点で、バイク・軽自動車・小型特殊自動車などを所有または使用する人に対し、所在地の市区町村で課税されます。廃車や名義変更などの手続きが完了していないと、令和6年度以降も課税の対象となります。

軽自動車などを「他の人に譲った」「盗難に遭った」などの場合には、廃車または名義変更の手続きをする必要があります。また、住所が変更になった場合も、住所変更の手続きが必要です。

4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度は1年分課税されますので、早めの手続きをお願いします。

変更手続きを第三者に依頼した場合は、トラブルにならないよう、手続きが完了したかを確認するようにしてください。

●車種ごとの廃車、名義変更、住所変更の手続き方法は以下を参考としてください

◇原動機付自転車(～125cc)・小型特殊自動車・ミニカー

㊧課税課(内線110)、または金剛連絡所【☎(29)1401】

㊩ナンバープレート、申告済証(販売証明書)

※電動キックボードの手続きは、金剛連絡所ではできません。

◇125ccを超える二輪車

㊧大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所(和泉市上代町官有地)【☎050(5540)2060】

◇軽自動車(三輪・四輪)

㊧軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所(和泉市伏屋町一丁目13の3)【☎050(3816)1842】

※持ち物など、詳しくはお問い合わせください。

㊧課税課(内線110)

確定申告はお済みですか？

開設期間 3月15日(金)までの午前9時～午後4時(土・日曜日は除く)

㊧すばるホール3階

㊩筆記用具、計算器具、関係書類や前年分の申告書の控えなど

※入場には「入場整理券」が必要です。国税庁ホームページで入手方法などの詳細をご確認ください。

※混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。

●自宅からスマートフォンやパソコンで「e-Tax」



をご利用ください！

申告書作成会場は、毎年大変混みますので、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅などでの確定申告(e-Tax)にご協力をお願いします。

●令和5年分の申告期限、納付期限など

税目など	申告・納期限	口座振替日
申告所得税・復興特別所得税	3月15日(金)	確定分 4月23日(火)
		延納分 5月31日(金)
個人事業者の消費税・地方消費税	4月1日(月)	4月30日(火)
贈与税	3月15日(金)	

※詳しくは右図をご覧ください。



㊧富田林税務署【☎(24)3281】

市・府民税の申告は3月15日(金)までに

市・府民税の申告をしなければならない人は、今年1月1日時点で本市に居住し、昨年中に所得のあった人です(給与所得だけの人や、所得税の確定申告をした人は必要ありません)。

㊦㊧ 3月15日(金)までの午前9時～午後4時=市役所地下902会議室、午後4時～5時30分=課税課(市役所1階13番窓口)

※土・日曜日は除きます。

※会場は、午前9時に開場します。

㊧課税課(内線111、112)

保健医療

子育て

相談

くらし

暮らし



国民年金

学生納付特例は毎年申請を

国民年金保険料を納めることが困難な20歳以上の学生は本人の前年所得が128万円以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。承認を受けるには毎年申請が必要です。ただし、令和6年度分は4月より受け付け開始となります。**※**大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1年以上である課程)などに在学する学生(夜間、通信制課程も可)
手続き 基礎年金番号がわかる書

類、学生証など学生であることを証明できるものを持参し、保険年金課(内線153、154)へ

※マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルから電子申請ができます。

※令和5年度の学生納付特例の承認を受けた人で、日本年金機構が在学予定年月日を把握できた人には、3月下旬に申請はがきが送付されます。引き続き同じ学校に在学中の場合は、必要事項を記入の上返送してください。

※詳しくは、日本年金機構ウェブサイト(国民年金保険料の学生納付特例制度のページ)をご覧ください。

☎天王寺年金事務所 [☎06(6772)7531]

保険料の納め忘れはありませんか

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は事業の運営に欠かすことのできない大切な財源です。必ず期限内に納付してください。期限内に納付されない場合は、財産の差し押さえなどの対応を取ることがあります。

国民健康保険料を滞納している世帯は、有効期限の短い保険証の交付対象になり、滞納の状況によっては、通常の被保険者証の代わりに、医療機関の窓口でいったん医療費全額を支払う「資格証」の交付対象となります。

介護保険料を滞納していると、保険給付が制限されることがあります。

後期高齢者医療保険料を滞納していると、有効期限の短い保険証の交付対象となります。

※今月は令和5年度分国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の最終納付月です。

保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収対象者の国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預(貯)金口座から引き落としされる口座振替が便利で安心です。

普通徴収対象者で口座振替の希望者は、納入通知書と預(貯)金通帳、通帳の印鑑を持参し、保険料取扱金融機関、または国民健康保険料は保険年金課、介護保険料は高齢介護課、後期高齢者医療保険料は福祉医療課で手続きをしてください。

また、引き落としを希望する口座のキャッシュカード(暗証番号の入力が必要)を市役所または金剛連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができるペイジー口座振替受付サービスの取り扱いもしています。対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。

☎国民健康保険料=保険年金課(内線152、156)、介護保険料=高齢介護課(内線175、176)、後期高齢者医療保険料=福祉医療課(内線158、159)



税

納付は便利な口座振替で

市税で口座振替ができるのは、固定資産税・都市計画税、市・府民税(普通徴収のみ)、軽自動車税(種別割)です。口座振替は期別ごとの納付だけでなく、全期前納も利用できます。

また、各税金の納期限に自動的に引き落としされるため、金融機関などに行く必要はなく、納め忘れもありませんので、ぜひご利用ください。

●ペイジー口座振替受付サービスでの申し込み

引き落としを希望する口座のキャッシュカード(暗証番号の入力が必要)を持って収納管理課または金剛連絡所へ。

※一部取り扱いできないカードがあります。対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。

●取扱金融機関の窓口での申し込み

納税通知書と通帳の印鑑、預(貯)金通帳を持って、口座振替依頼書(市内の金融機関に備え付け)に必要事項を記入し、市税取扱金融機関へ。
※市外の金融機関などで申し込む場合は、お問い合わせください。

申込期限(令和6年度)

	期別	令和6年度納期限	ペイジー口座振替受付サービスの申込期限	取扱金融機関の窓口での口座振替の申込期限
都市計画税・固定資産税	第1期	5月31日	5月15日	4月15日
	第2期	7月31日	7月12日	6月14日
	第3期	9月30日	9月13日	8月15日
	第4期	1月6日	12月13日	11月15日
	全期前納	5月31日	5月15日	4月15日
市・府民税(普通徴収)	第1期	7月1日	6月14日	5月15日
	第2期	9月2日	8月15日	7月12日
	第3期	10月31日	10月15日	9月13日
	第4期	1月31日	1月15日	12月13日
	全期前納	7月1日	6月14日	5月15日
軽自動車税(種別割)	第1期	5月31日	5月15日	4月15日
		軽自動車税(種別割)については、同一名義で登録されている全台数の引き落としになります。		

☎収納管理課(内線122)